明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○日本工業規格への適合性の認証に関する省令の一部を改正する省令（厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二）　二
○指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業八一）　六
○指定製造事業者の指定等に関する省令の一部を改正する省令（同八二）　七
○旅行業法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通六六）　七

〔告　示〕
○公文書等の管理に関する法律施行令第三条第一項の規定に基づき、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第四条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（内閣府三〇五六）　四三
○公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件（同三〇五七）　四三
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（法務四九五～四九九）　四三
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同五〇〇）　四四
○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（財務二九六）　四四
○自動車の装置の型式を指定した件（国土交通九六九～一〇〇九）　四六

〔官庁報告〕
国家試験
平成二十九年度放射線取扱主任者試験合格者（原子力規制委員会）　四五

〔資　料〕
国庫歳入歳出状況（平成二十九年度平成二十九年八月分）（財務省）　七七

〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等関係　八〇
裁判所
破産、免責、再生関係　八二
特殊法人等
平成二十八年度・事業年度財務諸表（独立行政法人酒類総合研究所・国立研究開発法人海洋研究開発機構・国立研究開発法人防災科学技術研究所・独立行政法人国立美術館・独立行政法人大学改革支援・学位授与機構・独立行政法人航空大学校・独立行政法人海技教育機構）、独立行政法人製品評価技術基盤機構工業標準化法第五十七条の規定に基づく登録・計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、厚生年金基金清算結了・清算人退任、国民年金基金連合会個人型年金規約の一部を変更する規約関係　一〇九
会社その他
会社決算公告　一一四